

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (年月日) (注3)	署 名 者	告示 番号 (注4)
ペラウイ	ペラウイ共和国政府に対する贈 与に関する日本国政府とペラウイ 共和国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な 政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	300,000千円 -----	2020.7.22 リロング ウェで (同日)	日本側 岩切敏在 ペラウイ側 フエリック ス・ムルス財務大臣	2020.8.12 322号
ペラウイ	リロングウェ市幹線道路改修計 画のための贈与に関する日本国 政府とペラウイ共和国政府との 間の交換公文	リロングウェ市幹線道路改修計画を実施するために必 要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購 入	3,099,000千円 -----	2020.9. リロング ウェで (同日)	日本側 岩切敏在 ペラウイ側 フエリック ス	2022.7.28 278号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。